

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和8年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る届出等に関する事務 ② 被保険者証、負担割合証または認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ③ 介護給付、予防給付または市町村特別給付の支給に関する事務 ④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 高額介護サービス費等、利用者負担軽減に関する事務 ⑨ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑩ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑪ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑫ 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 また、番号法第9条における福祉、保健もしくは医療その他の社会保障等に関する事務であって条例で定める以下の事務で取り扱う。 ① 高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による確認書の交付に関する事務 ② 高島市高齢者住宅小規模改造事業実施要綱による補助金の交付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバーシステム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、住登外者宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	- 番号法第9条第1項 別表 100の項 - 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 - 高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18および20
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、56、65、69、80、83、86、87、108、115、128、131、132、144、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 介護保険課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8029
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、特定個人情報の取得時には誤りがないか確認を徹底し、特定個人情報の照会時には4情報または住所を含む3情報により照会することを徹底している。また、高島市特定個人情報等の安全管理の措置に関する取扱規程により、特定個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損等の防止その他適切な管理運営のために必要な安全措置を講じている。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じる。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限する。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態にする。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止する。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	■高島市における措置 ①物理的安全管理措置 ・アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成するとともに、アクセスログを記録するなど適切なアクセス権限の管理 ・日中は職員による監視、勤務時間外は施錠のうえ警備をセットするなど外部進入の防止 ・アクセス可能時間帯の制限 ②技術的安全管理措置 ・宛名システムへのアクセス時におけるID、静脈認証装置による二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・中間サーバ・プラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な記録媒体を情報システム部門保管のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようアカウントによる制限を行っている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 5ー②	長寿介護課長 中村 和之	長寿介護課長 山本 功	事後	
平成29年7月18日	表紙 評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成31年3月8日	I 1ー②	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および	事後	
平成31年3月8日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項	番号法第9条第1項 (同法別表第1の68の項および平成26年内閣	事後	
平成31年3月8日	I 4ー② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 6	番号法第19条第7号 (同法別表第2の1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33.	事後	
平成31年3月8日	I 5ー② 所属長役職	長寿介護課長 山本 功	課長	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	健康福祉部 長寿介護課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8029	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月 1日	令和3年 4月 1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月 1日	令和3年 4月 1日	事後	
令和3年6月29日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	また、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する③高島市在宅介護用品助成事業実施要綱による高齢者等に係る助成金の交付に関する事務(高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18. 20. 21. 22	また、介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務	事後	
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	(高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18. 20. 21. 22	削除	事後	
令和5年4月1日	I-3-②事務の概要		(高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18. 20の各項)	事後	
令和5年4月1日	I-5-①部署	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	事後	
令和5年4月1日	I-8-連絡先	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	事後	
令和7年4月1日	I-1-②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および徴収、要介護認定および保険給付に関する以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①介護保険被保険者資格の取得、喪失、変更等の決定および管理 ②介護保険料の算定、賦課およびそれに伴う介護保険料額の通知 ③介護保険料の収納管理 ④介護サービス受給のための要支援・要介護認定申請の受付および認定 ⑤負担限度額認定等の減免申請受付・認定および給付制限の実施 ⑥介護保険料の徴収または徴収滞りにかかる申請の受付および決定 ⑦高額介護サービス費、低所得者減額、住宅改修費等の介護保険給付にかかる申請の受付および決定 ⑧介護保険にかかる証明書の発行 また、介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに準ずる以下の事務においても、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱による確認書の交付に関する事務 ②高島市高齢者住宅小規模改修事業実施要綱による補助金の交付に関する事務	介護保険法(平成9年法律第123号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)「以下「番号法」という。」の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る届出等に関する事務 ② 被保険者証、負担割合証または認定証に関する事務(番号及び次号に掲げるものを除く。) ③ 介護給付、予防給付または市町村特別給付の支給に関する事務 ④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての 審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 居宅介護サービス費等の額の随時、介護予防サービス費等の額の随時の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 高額介護サービス費等、利用者負担軽減に関する事務 ⑨ 保険料滞納者に係る支払方法の重要に関する事務 ⑩ 保険料給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑪ 保険料を徴収する権利が消滅した場合はの保険給付の特例に関する事務 ⑫ 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 また、番号法第9条における福祉、保健もしくは医療その他の社会保障等に関する事務であって条例で定める以下の事務で取り扱う。 ① 高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱による確認書の交付に関する事務 ② 高島市高齢者住宅小規模改修事業実施要綱による補助金の交付に関する事務	事後	
令和7年4月1日	I-1-③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバーシステム、宛名管理システム	事後	
令和7年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル	介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和7年4月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 (同法別表第1の68の項および平成26年内閣府・総務省令第5号第50条) 番号法第9条第2項 (高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18. 20の各項)	・番号法第9条第1項 別表 100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18および20	事後	
令和7年4月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (同法別表第2の1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 90. 87. 90. 93. 94. 95. 117の各項および平成26年内閣府・総務省令第7号第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条)	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、58、65、69、80、83、86、87、108、115、128、131、132、144、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	
令和7年4月1日	I-5①部署	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	健康福祉部 介護保険課	事後	
令和7年4月1日	I-8連絡先	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	健康福祉部 介護保険課	事後	
令和7年4月1日	I-9規則第9条第2項の適用		様式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年4月1日	II -1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II -2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV -8人手を介在させる作業		様式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年4月1日	IV -11最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年6月16日	I-4②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、58、65、69、80、83、86、87、108、115、128、131、132、144、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、58、65、69、80、83、86、87、108、115、128、131、132、144、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事前	
令和7年9月12日	I-1-③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバーシステム、宛名管理システム	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバーシステム、宛名システム	事前	
令和7年9月12日	I-2特定個人情報ファイル名	介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、宛名情報ファイル	介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、住登外者宛名ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインを遵守し、特定個人情報取得時には誤りがないか確認を徹底し、特定個人情報の照会時には4情報または住所を含む3情報により照会することを徹底している。また、高島市特定個人情報等の安全管理の措置に関する取扱規程により、特定個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損等の防止その他適切な管理運営のために必要な安全措置を講じている。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインを遵守し、特定個人情報取得時には誤りがないか確認を徹底し、特定個人情報の照会時には4情報または住所を含む3情報により照会することを徹底している。また、高島市特定個人情報等の安全管理の措置に関する取扱規程により、特定個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損等の防止その他適切な管理運営のために必要な安全措置を講じている。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じる。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発給し、必要最小限の権限及び数に制限する。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制約する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、適配できない状態にする。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録する。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止する。 ③テストデータ ・特定個人情報をもスキミング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。	事前	
令和7年9月12日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈による認証およびパスワードによる認証によって限定しており、また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成するとともに、アクセスログを記録するなど適切なアクセス権限の管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用される対策は十分であると考えられる。	■高島市における措置 ①物理的安全管理措置 ・アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成するとともに、アクセスログを記録するなど適切なアクセス権限の管理 ・日中は施錠による物理的、業務時間外は施錠のうえ警備をセッとするなど外部侵入の防止 ②アクセス可能時間帯の制限 ③技術的安全管理措置 ・介体接続システムへのアクセス時におけるID、静脈認証装置による二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された内内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、適配できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時、破壊方法を記録する。 ■市役所サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・市役所サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し、運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・市役所サーバ・プラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な段階確認を機にシステム部門設置のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等も、クラウド事業者が確保・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようにアカウントによる制限を行っている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2】版」『デジタル庁』、以下「利用基準」という。に規定する(ASP)をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定するガバメントクラウド運用管理補助者)をいう。以下同じ。は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセス、データアクセス、バックアップ、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの責務に対し、警備隊出やIDと対応を4時間以内に対応する。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びSPMウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報情報を格納するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構築する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構築する。 ・地方公共団体が管理する基幹データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	